

令和元年9月定例会 経済委員会（事前）

令和元年9月13日（金）

〔委員会の概要 労働委員会関係〕

元木委員長

ただいまから、経済委員会を開会いたします。（10時34分）

直ちに、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、労働委員会関係の調査を行います。

労働委員会関係の9月定例会提出予定議案はありませんが、この際、報告事項があれば、これを受けることといたします。

【報告事項】（資料1）

- 調整事件について
- 個別的労使紛争解決サービスについて

相田労働委員会事務局長

今定例会で御審議いただく提出予定議案はございませんが、この際、2点御報告を申し上げます。

お手元の報告資料1ページをお開きください。

1の調整事件についてでございますが、新規に申請のあった事件が1件ございます。調整事件とは、労働組合と使用者の間で発生した労働争議について、両者の自主的な解決が図られるよう、労働委員会において必要な手助けを行うものでございます。

この事件につきましては、使用者の業種は製造業で、労働組合から令和元年7月2日に、組合員の不利益処分の撤回と誠実な団体交渉の実施を求めて、あっせんの申請があったもので、現在、円満な解決に向け、あっせんを実施しているところでございます。

続きまして、報告資料の2ページを御覧ください。

2の個別的労使紛争解決サービスの運用状況についてでございます。個別的とは、労働組合と使用者の紛争ではなく、個々の労働者と使用者の紛争ということでございまして、この表は、個別的労使紛争解決サービスに係る4月1日から8月末までの運用状況でございます。

表の一番上の欄、相談の件数は84件となっており、その下の欄、あっせん申請は7件となっております。それより下の欄は、あっせん申請の内訳となっておりまして、申請のありました7件のうち4件が終結しており、このうち、双方の合意成立により解決に至ったものが1件、相手方の不応諾による打ち切りが3件となっております。なお、最下段のとおり、係属中のものが3件ございます。

また、この表にはございませんが、相談の内容につきましては、パワハラや嫌がらせに関する相談が最も多く、次いで、賃金未払に関する相談、退職に関する相談の順となっております。

以上で報告を終わらせていただきます。

御審議のほど、どうかよろしくお願い申し上げます。

元木委員長

以上で、報告は終わりました。
それでは、質疑をどうぞ。

黒崎委員

1点だけ、ちょっと確認させていただきたいんですけど、不応諾が3件あったというようなことなんですが、不応諾になった場合、それはそこで止まってしまいうんですか。それとも違うところに移して、いろいろ話合いというようなことになるんでしょうか。そのところだけちょっと教えてください。

栗本調整課長

労働委員会のあっせんにつきましては任意のものでございますので、不応諾となった場合にはそれで終わるようになります。その場合には、裁判でございますとか、ほかの制度について御案内しているところでございます。

元木委員長

ほかに質疑はありませんか。
（「なし」と言う者あり）
それでは、これをもって質疑を終わります。
以上で、労働委員会関係の調査を終わります。
議事の都合により、休憩いたします。（10時37分）